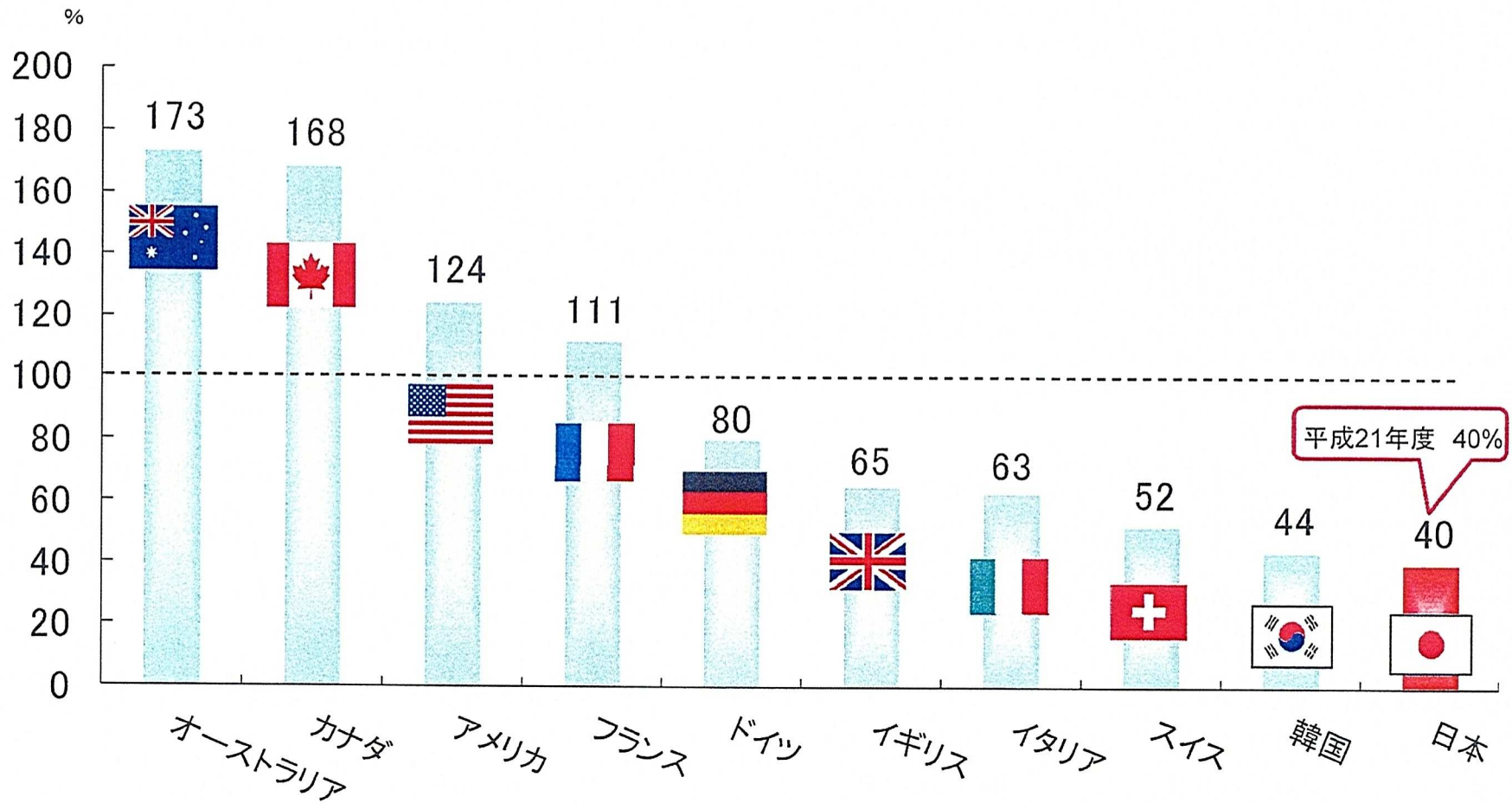


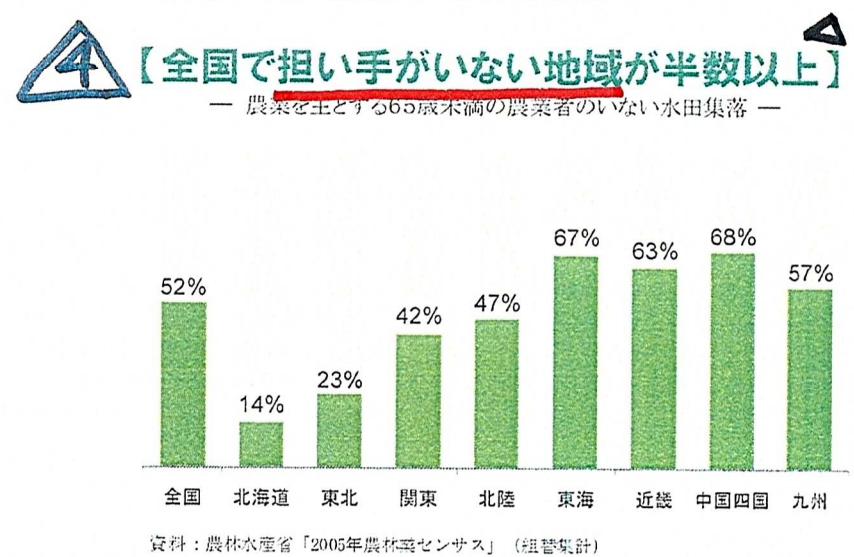
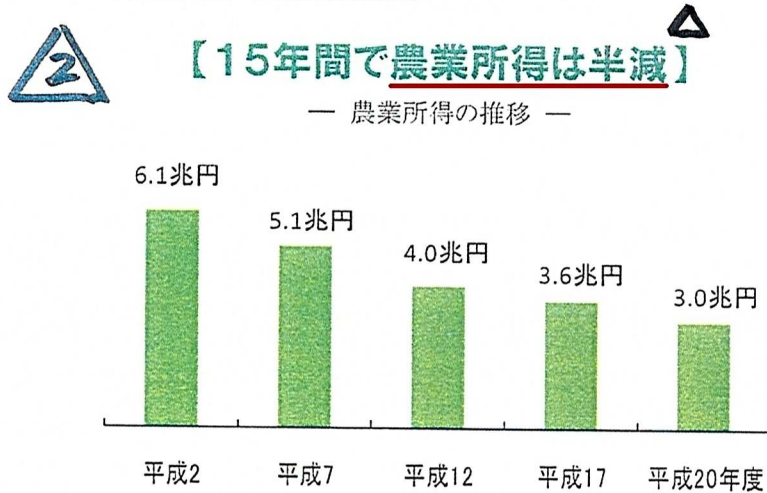
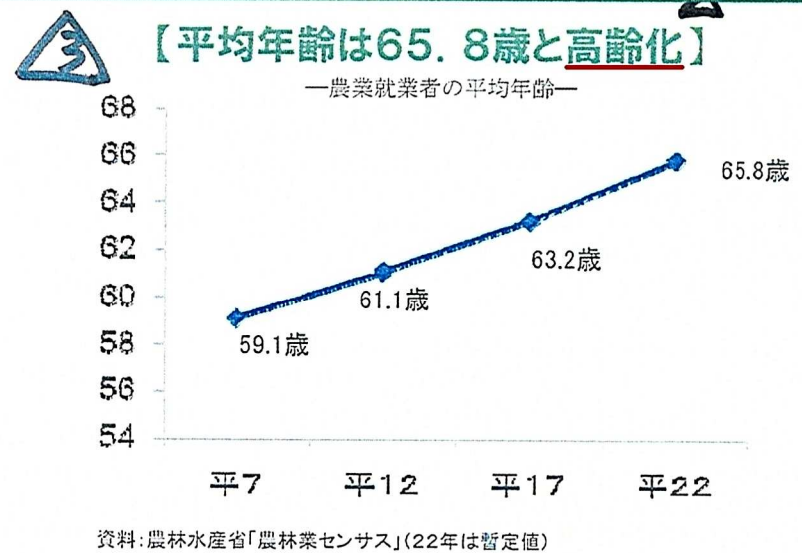
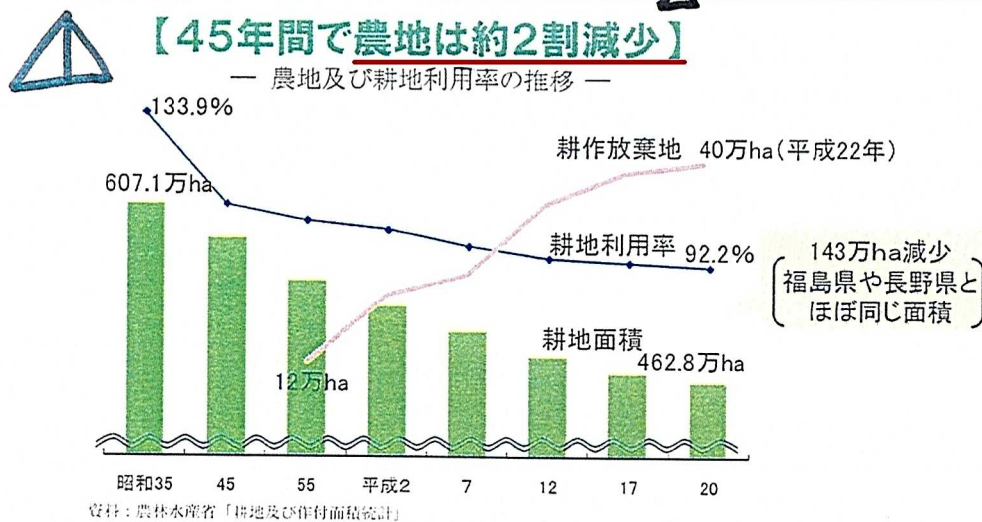
# 我が国の食料自給率は先進国の中で最低水準



(資料) 農林水産省「食料需給表」、FAO「Food Balance Sheets」等を基に農林水産省で試算した。ただし、韓国については、韓国農村部「2009年度農漁業農漁村及び食品産業に関する年次報告書」による。  
 (注) 1. 数値は、平成19年(ただし、日本は平成21年度)  
 2. カロリーベースの食料自給率は、総供給熱量に占める国産供給熱量の割合である。なお、畜産物については、飼料自給率を考慮している。また、アルコール類は含まない。

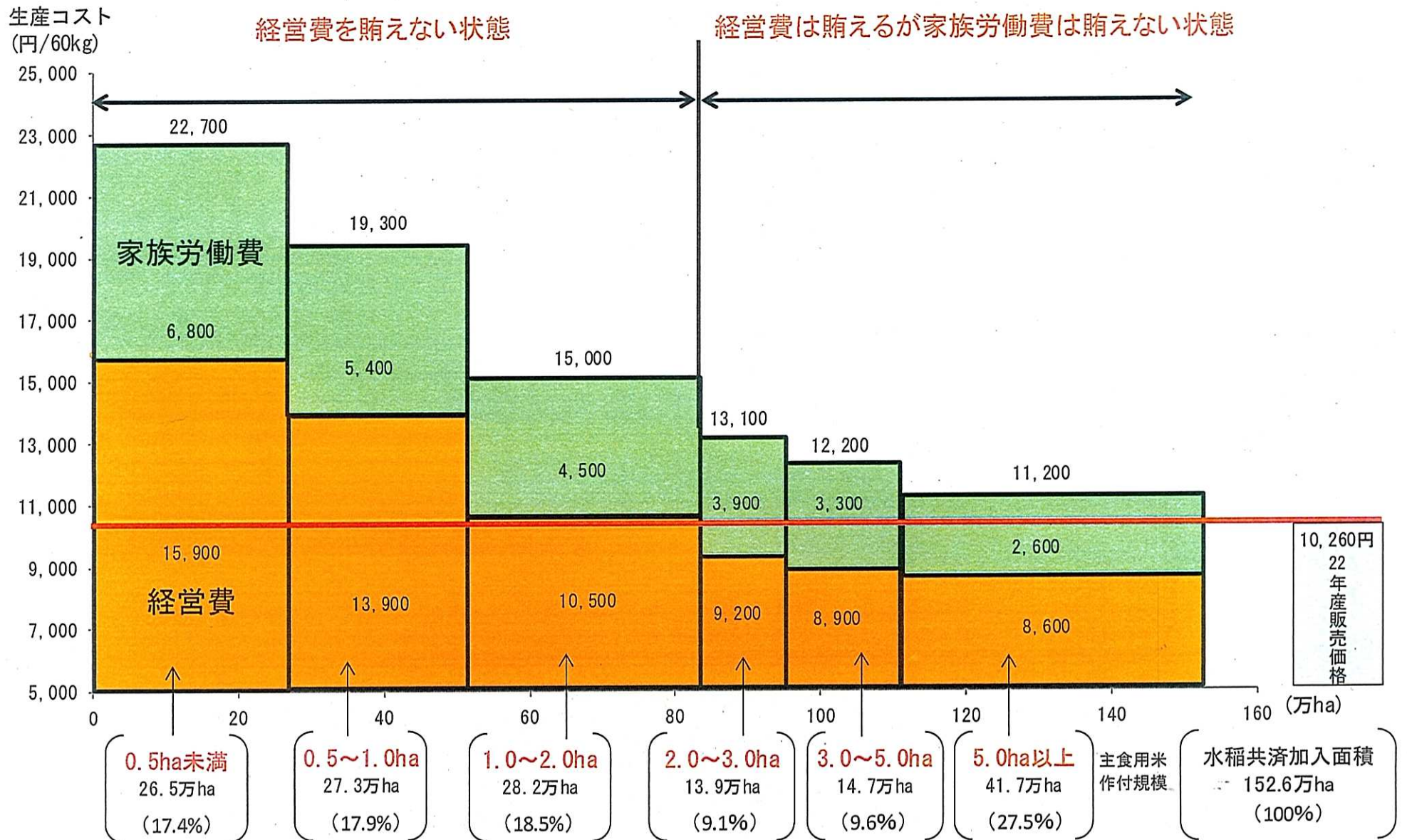
## 農地の減少、農業者の高齢化、農業所得の減少等について

我が国の農業・農村は、農地の減少、農業者の高齢化、農村の疲弊など、ここ数十年で危機的な状況が一層深刻化し、この15年間で農業所得は半減。



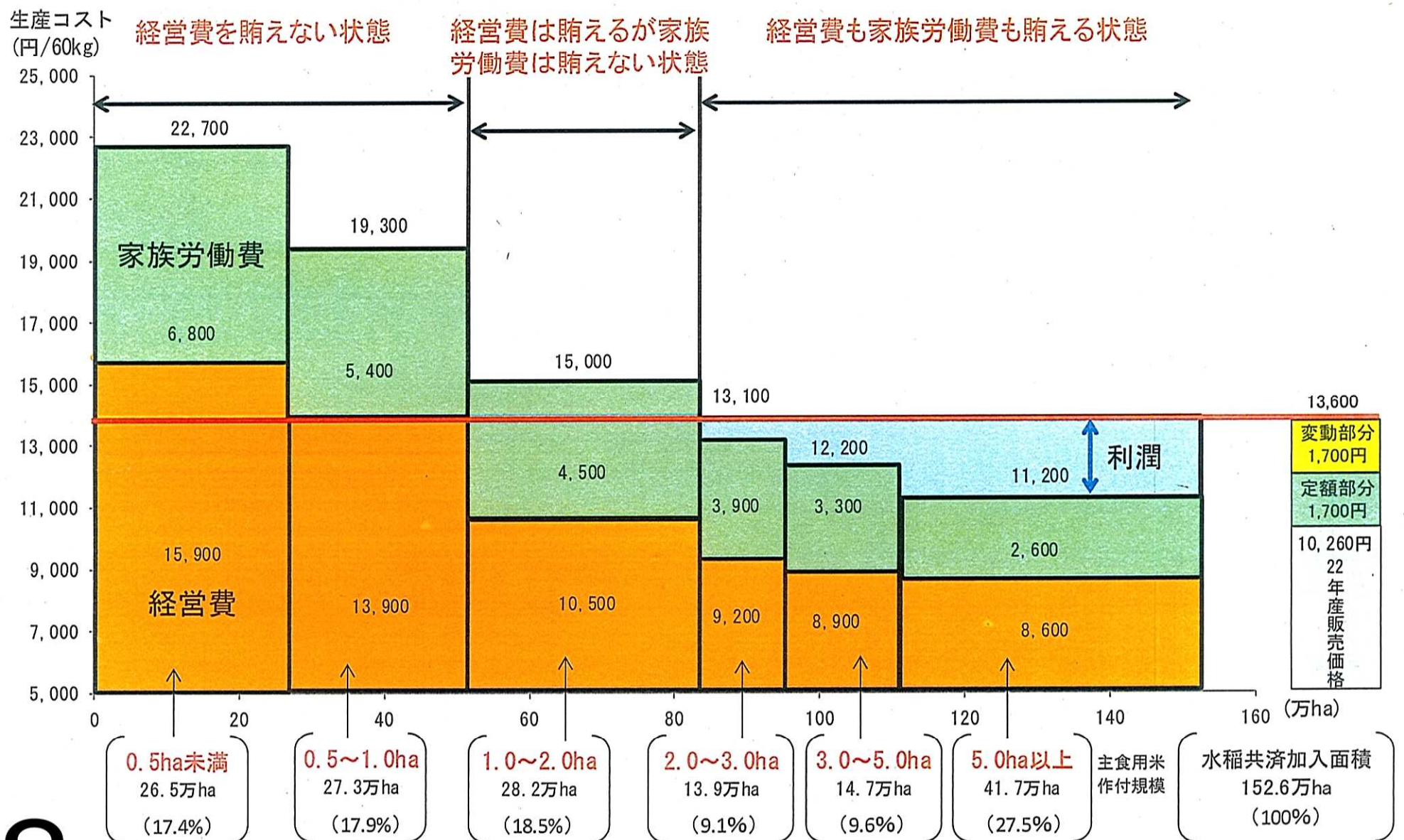


# (参考1) 水稲作付規模別の経営状況(何の対策もない場合)



注:水稲共済加入面積には、新規需要米等の面積(約5.9万ha)が含まれる。また、水稲共済加入者の5.0ha以上層には、秋田県大潟村の水稲作付面積(5,779ha)を加算している。

# (参考2) 水稲作付規模別の経営状況(戸別所得補償のみの場合)





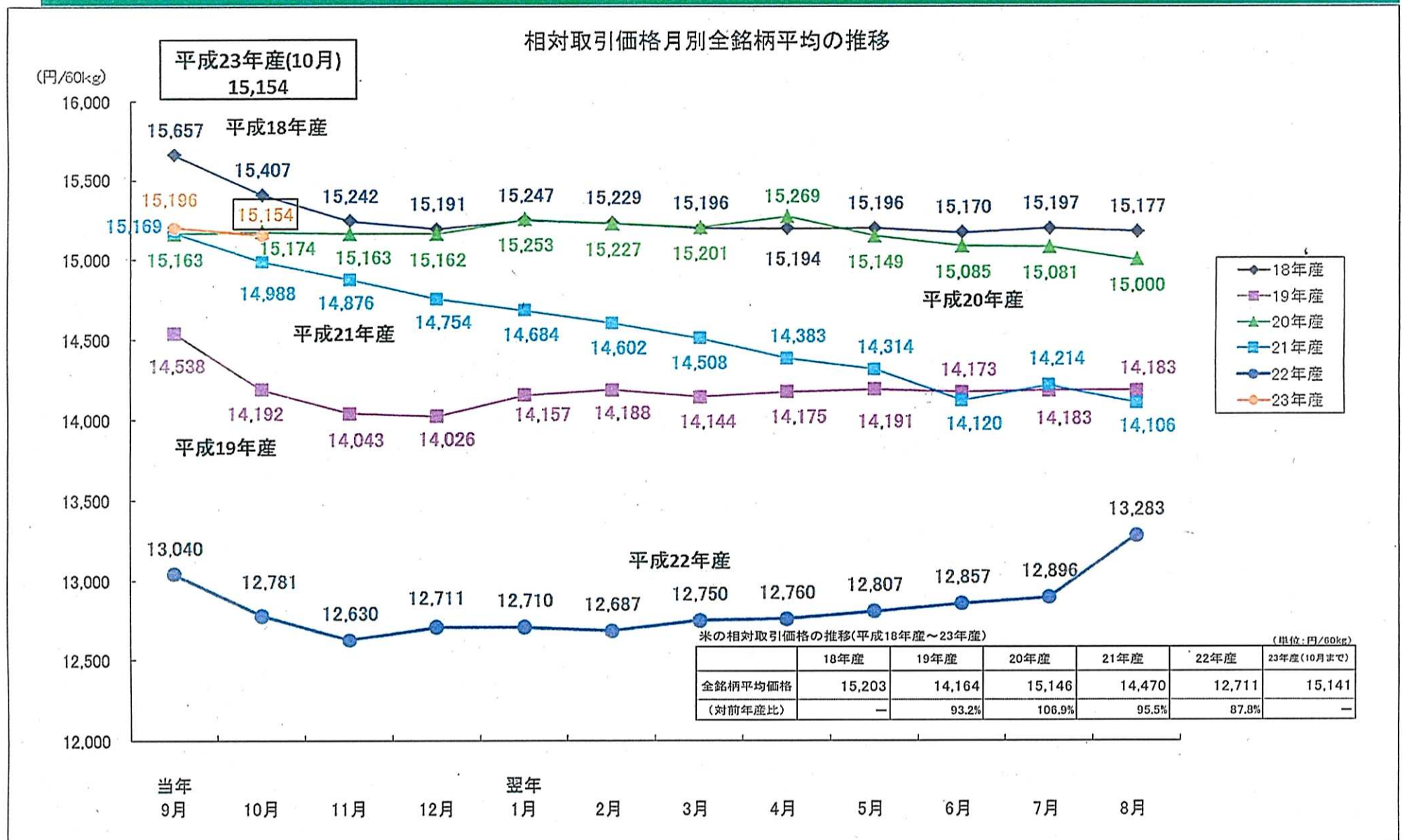
# 4 米価との関係

## (1) 米価(相対取引価格)の動向

	全銘柄平均相対取引価格 (円/60kg)	対前年差 (円/60kg)	前年産の在庫状況 (6月末民間在庫、万t)	全農概算金の動向	備考
平成18年産	15,203	36	182		
平成19年産	14,164	▲1,039	184	全農の概算金「7,000円」を提示。 (19年8月) (前年比 0~▲5,000円程度)	
平成20年産	15,146	982	161	前年産から大幅増。 (前年比+1,000~+5,000円程度)	小麦価格高騰 (20年4月~21年9月)
平成21年産	14,470	▲676	212	前年産から微減。 (前年比▲300~▲1,000円程度)	
平成22年産	12,709 (23年8月まで)	▲1,761	216	全国的に大幅減。 (前年比▲2,000~▲3,000円程度)	
平成23年産	— (全農相対取引基準価格は、 前年比+1,000~2,800円 程度)	—	182	— (全国的に大幅増傾向。 前年比+800~3,000円程度)	東日本大震災・原発事故の被害に対応し、生産数量目標の県間調整を実施。

注1: 相対取引価格は、運賃、包装代、消費税相当額を含み、産地銘柄ごとの価格を前年産検査数量ウェイトで加重平均したものである。  
 注2: 6月末民間在庫は、年間玄米取扱数量500トン以上の業者(販売・出荷段階)の数量(うるち玄米及びもち玄米の合計)である。  
 注3: 平成17年産の相対価格は存在しないため、平成18年産の相対価格の対前年差は、平成17年産のセンター価格を相対価格ベースに換算したものと比較。(相対価格ベースの価格は、平成18~20年産のセンター裸価格(センター手数料・包装代・消費税相当額抜き)と同時期の相対裸価格(包装代・消費税相当額抜き)の乖離率の3年平均を平成17年産のセンター裸価格に乘じ、包装代及び消費税相当額を加えることにより算出。)

### 米の相対取引価格の月別全銘柄平均の推移(平成18年産~23年産)



資料: 農林水産省調べ  
 注1: 価格には、運賃、包装代、消費税相当額が含まれている。  
 2: 産地品種銘柄ごとの価格を前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。  
 3: 米の相対取引価格の推移は、生産年の8月から翌年の10月までの価格を前年産検査数量ウェイトで加重平均した通年平均価格である。



# 5 農林水産予算及び農業者戸別所得補償制度等予算の推移

<一般会計:当初予算ベース>

(単位:億円、%)

区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
				対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
農林水産予算総額	26,927	26,370	97.9		25,605	97.1	24,517	95.8	22,712	92.6
1. 公共事業費	11,397	11,074	97.2		9,952	89.9	6,563	65.9	5,194	79.1
うち農業農村整備	6,747	6,677	99.0		5,772	86.4	2,129	36.9	2,129	100.0
2. 非公共事業費	15,530	15,296	98.5		15,653	102.3	17,954	114.7	17,517	97.6
うち戸別所得補償制度							5,618	皆増	5,363	95.4
(所要額 8,003)										
うち水田・畑作 経営所得安定対策	533	1,094	205.4		934	85.4	634	67.9	220	34.7
(所要額 1,413)		(所要額 2,105)			(所要額 2,324)		(所要額 2,330)		(所要額 842)	
うち産地確立交付金等	1,494	1,481	99.1		1,830	123.6	再掲 2,167 水田利活用 自給力向上事業※1		再掲 2,284 水田活用の 所得補償交付金※2	
(所要額 1,882)										
うち共同利用施設整備 関係交付金										
強い農業づくり交付金 関連	341	249	73.0		244	98.0	144	59.0	182	126.4
農山漁村活性化 プロジェクト支援交付金	341	305	89.6		349	114.3	246	70.4	184	74.6
経営体育成交付金関連							82	皆増	77	93.9

※1:水田利活用自給力向上事業(2,167億円)は、戸別所得補償制度(5,618億円)の内数である。

※2:水田活用の所得補償交付金(2,284億円)は、戸別所得補償制度(5,363億円)の内数である。

注1:計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

注2:所要額は、特定収入等の財源分を含む対策規模である。

注3:産地確立交付金等は、産地確立交付金、水田農業構造改革対策推進交付金の計(21年度には、水田等有効活用促進交付金及び水田等有効活用促進指導費交付金も含む)。

注4:共同利用施設整備関係交付金は、各交付金に関連する直接採択事業の予算を含む。

注5:共同利用施設整備関係交付金は、補正予算において20年度計(172億円)、21年度計(207億円)、22年度計(196億円)を別途措置。

## (参考) 都道府県別の戸別所得補償の支払額(平成22年度)

(単位:億円)

都道府県名	米モデル 事業支払額	水田利活用 事業支払額	合計	<参考> 従来対策の助成(平成21年度)		
				ナラシ対策 交付額	産地確立 交付金等	合計
北海道	332.0	431.6	763.6	65.0	431.3	496.4
青森県	101.5	68.1	169.6	0.1	64.2	64.3
岩手県	136.3	76.5	212.8	1.3	70.8	72.1
宮城県	185.4	100.4	285.8	0.4	87.4	87.8
秋田県	212.4	86.3	298.7	1.5	75.7	77.3
山形県	169.4	62.4	231.8	-	64.9	64.9
福島県	110.2	35.0	145.2	3.2	29.1	32.4
茨城県	81.9	50.8	132.7	1.1	45.6	46.7
栃木県	128.0	88.3	216.3	0.0	74.4	74.4
群馬県	19.3	22.1	41.4	-	10.4	10.4
埼玉県	20.9	19.1	40.0	0.0	12.7	12.7
千葉県	25.4	11.5	36.9	0.1	6.8	6.9
東京都	0.1	0.0	0.1	-	0.0	0.0
神奈川県	2.1	0.2	2.3	-	0.2	0.2
山梨県	6.0	1.6	7.5	0.1	1.6	1.7
長野県	53.9	26.1	80.0	3.9	25.4	29.2
静岡県	13.6	8.0	21.7	0.4	6.6	7.0
新潟県	257.6	77.7	335.3	44.4	56.5	100.9
富山県	104.4	40.7	145.1	3.1	42.8	45.9
石川県	68.7	14.3	83.0	3.3	13.2	16.5
福井県	68.2	28.4	96.6	4.3	26.8	31.1
岐阜県	44.4	31.4	75.8	1.7	29.9	31.6
愛知県	30.6	34.7	65.4	1.6	34.7	36.3
三重県	46.5	31.6	78.2	0.9	30.7	31.6
滋賀県	80.8	45.4	126.3	1.4	46.2	47.6
京都府	28.4	6.5	34.9	0.4	6.9	7.3
大阪府	1.5	0.5	2.0	0.0	1.1	1.1
兵庫県	77.4	29.1	106.4	0.5	28.2	28.7
奈良県	4.1	1.8	5.9	0.0	1.7	1.7
和歌山県	6.7	0.8	7.5	0.0	0.8	0.8
鳥取県	31.5	11.2	42.7	0.3	10.0	10.3
島根県	43.7	12.6	56.3	1.3	10.3	11.6
岡山県	34.0	20.1	54.1	0.0	16.3	16.3
広島県	52.6	10.8	63.4	0.3	10.3	10.6
山口県	59.2	12.7	72.0	-	12.4	12.4
徳島県	6.1	4.8	10.9	0.0	2.9	2.9
香川県	35.1	7.5	42.7	0.0	8.1	8.1
愛媛県	24.6	9.0	33.6	-	7.7	7.7
高知県	7.7	7.0	14.7	-	4.2	4.2
福岡県	78.1	78.9	157.0	0.4	59.6	60.1
佐賀県	74.7	64.3	139.1	0.0	57.0	57.1
長崎県	20.3	15.8	36.2	0.0	9.5	9.5
熊本県	77.3	76.3	153.6	0.4	49.7	50.0
大分県	40.0	31.7	71.8	-	24.3	24.3
宮崎県	30.2	51.2	81.4	-	32.7	32.7
鹿児島県	33.1	29.1	62.2	0.0	24.7	24.8
沖縄県	2.4	0.6	3.0	-	0.2	0.2
全国計	3,069	1,890	4,958	142	1,667	1,809

注1:従来対策の助成(平成21年度)は当初予算のみであり補正予算は含まない。

注2:産地確立交付金等の支払額には、新需給調整システム定着交付金及び水田等有効活用促進交付金を含む。



# 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉の概要

## 基本的考え方

- アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)に向けた道筋の中で唯一交渉が開始しており、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標。
- FTAの基本的な構成要素である物品市場アクセス(物品の関税の撤廃・削減)やサービス貿易のみではなく、非関税分野(投資、競争、知的財産、政府調達等)のルール作りのほか、新しい分野(環境、労働、「分野横断的事項」等)を含む包括的協定として交渉されている。

## 交渉日程及び目標

### 交渉日程

2010年 3月 第1回会合(於:豪州)  
P4協定(環太平洋戦略的経済連携協定)加盟の4カ国(シンガポール、NZ、チリ、ブルネイ)に加えて、米、豪、ペルー、ベトナムの8カ国で交渉開始。

6月	第2回会合(於:米国)
10月	第3回会合(於:ブルネイ) マレーシアが新規参加
12月	第4回会合(於:NZ)
2011年 2月	第5回会合(於:チリ)
3月	第6回会合(於:シンガポール)
6月	第7回会合(於:ベトナム)
9月	第8回会合(於:米国)
(以下、予定)	
10月19~28日	第9回会合(於:ペルー)
2012年	最低5回の会合が必要であるとされている。

### 目標

2010年11月  
TPP協定交渉参加国首脳会合(於:横浜APEC首脳会議)  
「2011年11月のハワイAPEC首脳会議までの交渉妥結を目指す」ことで一致。

↓

2011年5月  
TPP協定交渉参加国閣僚会合共同声明(於:米国モンタナAPEC貿易大臣会合)  
「11月にTPP協定の太まかな輪郭を固めるとの目標を表明した。」

↓

2011年11月12~13日  
APEC首脳会議(於:ハワイ・ホノルル)

## 交渉の分野及び内容

TPP協定交渉では24の作業部会が設けられているが、これらの部会は「首席交渉官会議」のように特定の分野を扱わないものや、「物品市場アクセス」(工業)、「物品市場アクセス」(繊維・衣料品)、「物品市場アクセス」(農業)のように、分野としては一つに括りうるものも含まれている。このような会合を整理すると、分野としては21分野となる。また、作業部会ごとに協定テキストの「章立て」が行われるとは限らず、今後の交渉次第で複数の作業部会の成果が一つの章に統合され、または、「分野的横断事項」作業部会のように作業部会の成果が複数の章に盛り込まれる可能性もある。

(1)物品市場アクセス (作業部会としては、農業、繊維・衣料品、工業) 物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。	(2)原産地規則 関税の減免の対象となる「締約国の原産品(=締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。	(3)貿易円滑化 貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。	(4)SPS(衛生植物検疫) 食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。	(5)TBT(貿易の技術的障害) 安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。
(6)貿易救済(セーフガード等) ある産品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)について定める。	(7)政府調達 中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手續等のルールについて定める。	(8)知的財産 知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。	(9)競争政策 貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。	サービス (10)越境サービス 国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。
サービス			(14)電子商取引 電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。	(15)投資 内外投資家の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手續等について定める。
(11)商用関係者の移動 貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手續等に関するルールを定める。	(12)金融サービス 金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。	(13)電気通信サービス 電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。	(16)環境 貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。	
(17)労働 貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。	(18)制度的事項 協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。	(19)紛争解決 協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。	(20)協力 協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。	(21)分野横断的事項 複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。